

独立行政法人日本学生支援機構

インフラ長寿命化計画（行動計画）

令和8～17年度

令和8年3月

独立行政法人日本学生支援機構

目 次

I. はじめに	1
II. 計画の範囲	2
1. 対象施設	2
2. 計画期間	2
III. 対象施設の現状と課題	2
1. 点検・診断の実施状況	2
2. 維持管理等の現状と課題	2
3. 長寿命化実現の現状と課題	3
IV. 中長期的な維持管理等に係るコストの見直し	3
V. 必要施策に係る取組の方向性	3
1. 点検・診断、修繕・大規模改修等	3
2. 基準類の整理	3
3. 情報基盤の整備と活用	4
4. 個別施設計画の推進	4
5. 新技術の導入	4
6. 予算管理	4
7. 体制の構築	4
VI. フォローアップ	5
(参考) 対象施設概要	6

I. はじめに

政府全体の取組として、平成 25 年 10 月 4 日、「インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議」が設置され、同年 11 月 29 日には、国民生活やあらゆる社会経済活動を支える各種施設をインフラとして幅広く対象とし、戦略的な維持管理等⁽¹⁾の方向性を示す基本的な計画として「インフラ長寿命化基本計画」⁽²⁾（以下「基本計画」という。）が取りまとめられた。

この基本計画に基づき、文部科学省が所管又は管理する施設等の長寿命化⁽³⁾に向けた各設置者における取組を推進するため、平成 27 年 3 月に「文部科学省インフラ長寿命化計画（行動計画）」⁽⁴⁾が取りまとめられ、施設運営型法人⁽⁵⁾が管理する施設も対象施設になった。

このことにより、当機構において所有する施設の維持管理等を着実に推進するための中長期的な取組の方向性を明確にするため、平成 28 年に「独立行政法人日本学生支援機構インフラ長寿命化計画（行動計画）」（以下「行動計画」という。）を策定した。

現行の行動計画は令和 7 年度までを計画期間としていたため、今般、これまでの取組の進捗状況や情報・知見の蓄積状況等を踏まえ、計画の改定を行った。

政府全体におけるインフラ長寿命化に係る取組やこれまでの文部科学省の取組、また、対象施設の現状と課題等を踏まえて、当機構はインフラ長寿命化対策のさらなる取組を推進していく。

(1) 「維持管理等」

建物や設備の性能や機能を良好な状態に保つほか、社会・経済的に必要とされる性能・機能を確保し、保持し続けるため、建物や設備の点検・診断を行い、必要に応じて建物の改修や設備の更新等を行うこと。

(2) 「インフラ長寿命化基本計画」

国民の安全・安心を確保し、中長期的な維持管理等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図るとともに、維持管理等に係る産業の競争力を確保するための方向性を示すものとして、国や地方公共団体、その他民間企業等が管理するあらゆるインフラを対象に策定された基本計画（平成 25 年 11 月インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）。

(3) 「長寿命化」

建物を将来にわたって長く使い続けるため、耐用年数を伸ばすこと。

(4) 「インフラ長寿命化計画（行動計画）」

インフラ長寿命化基本計画において、各インフラを管理・所管する者が、インフラの維持管理等を着実に推進するための中期的な取組の方向性を明らかにするものとして策定することとされた計画。

(5) 「施設運営型法人」

多数の国民を受け入れることを目的とした施設を有し、法人の主たる業務を実施するために当該施設を運営する独立行政法人。文部科学省が所管する独立行政法人には、本機構を含めて 11 法人が該当する。

II. 計画の範囲

施設の点検・診断を行い、その結果等を踏まえた計画を策定し、当該計画に基づいて日常的な修繕や大規模な改修等（以下「修繕・大規模改修等」という。）を継続的に行っていく「メンテナンスサイクル⁽⁶⁾」を構築するとともに、その実行に必要な予算・体制を確保することにより、当機構の業務運営に必要なインフラの機能を維持し、施設の長寿命化を図る必要がある。

1. 対象施設

本行動計画においては、基本計画を踏まえ、当機構が所有する施設である市谷事務所、駒場事務所、東京国際交流館、兵庫国際交流会館及び東京日本語教育センターを対象とする。

2. 計画期間

令和 8 年度から令和 17 年度までを計画期間とする。なお、必要に応じ、計画期間の途中に見直しを行う。

III. 対象施設の現状と課題

1. 点検・診断の実施状況

建築基準法第 8 条の規定において、建築物の所有者は、建築物の敷地・構造・建築設備を常時適法な状態の維持に努めるよう求められている。

対象施設は、これまで建築基準法等関係法令に定められている定期点検を行うとともに、台風・集中豪雨・地震等の直後には、必要に応じてその都度点検を実施することとしている。

2. 維持管理等の現状と課題

市谷事務所は、令和 7 年度に再整備事業（大規模改修及び増築）が完了したところであり、新たな予防保全のサイクルをすみやかに確立し、改善、継続していくことが重要である。

駒場事務所、東京国際交流館、兵庫国際交流会館、東京日本語教育センターは、各々、竣工後 30 年、24 年、26 年、47 年が経過しているが、これまでの維持管理等については、主として、実際に不具合が発生した後に修繕・部分改修等を行う事後保全により対応している。老朽化に起因する電

⁽⁶⁾ 「メンテナンスサイクル」

定期的な点検・診断により施設の状況を把握し、その結果に基づき、必要な対策を適切な時期に、着実かつ効率的・効果的に実施するとともに、これらの取組を通じて得られた施設の状況や対策履歴等の情報を記録し、次期点検・診断等に活用する一連の取組を継続的に実施すること。

気設備やガス設備、給排水設備等の故障や事故が増加することにより、事業運営の中断や留学生等の怪我が懸念される。

3. 長寿命化実現の現状と課題

建築・機械設備・電気設備については、一般的に竣工後 25 年前後のサイクルを目安として大規模改修等を計画・実施することになる。

本行動計画における市谷事務所以外の対象施設について、駒場事務所、東京国際交流館及び兵庫国際交流会館は竣工後概ね 25～30 年、東京日本語教育センターは竣工後概ね 50 年であるが、これまで修繕や部分改修は実施しているが大規模改修等は実施していない。老朽施設の整備需要に対して、十分な経費を充当できていない状況である。

なお、東京日本語教育センターについては、竣工後 47 年が経過していることから、今後の施設整備の方向性について、同センターの運営方針にもとづいた検討を行う必要がある。

IV. 中長期的な維持管理等に係るコストの見直し

今後の維持管理等のコストについては、対象施設の個別施設計画で試算した計画額を必要なコストと位置付ける。なお、適切にコストの見直しを行うこととする。

V. 必要施策に係る取組の方向性

1. 点検・診断、修繕・大規模改修等

施設の基礎情報となる老朽化の状況については、対象施設を定期的に点検・診断することにより正確に把握することに努める。具体には、建築基準法等関係法令に定められている定期点検等を引き続き実施する。

点検・診断に基づく維持管理状況、利用状況、経過年数、劣化状況等を考慮しながら、修繕・大規模改修等の計画を推進する。

2. 基準類の整理

施設の維持管理等については、関係法令や文部科学省において作成している技術的基準等に基づき実施していく。

また、施設の維持管理等に係る取組を通じて得られた知見やノウハウについては、それらを蓄積し、業務の実施に反映させるとともに、関係部局に周知する。

3. 情報基盤の整備と活用

施設の点検・診断の結果を踏まえつつ、その後の対応状況等を記録し、当該情報を関係部局で共有することで、計画的な維持管理等の実施に活用していく。

4. 個別施設計画⁽⁷⁾の推進

対象施設の個別施設計画（長寿命化を実現するための総括・施設整備計画書、整備計画報告書等）については、適切に見直しを行い、さらなる取組を推進していく。

5. 新技術の導入

建築物に関する新技術や手法については、これまでもその有用性を検討した上で導入してきたところである。

今後も維持管理等に関する新技術や長寿命化に資する材料・工法の導入については、安全に対する信頼性や作業の効率化、経済性を考慮しつつ、検討していく。

6. 予算管理

費用対効果や緊急性を考慮して、将来必要となる費用全体を見通しながら、実施する修繕・大規模改修等の優先順位を検討する。また、省エネルギー性を高めるための必要な対策を計画的に実施していく。

さらに、個別施設計画に基づき対象施設の長寿命化を着実に進めることができるよう、トータルコストの縮減、予算の平準化に努めつつ、必要な予算の安定的な確保に努める。

7. 体制の構築

必要なインフラ機能を維持するためには、一定の技術力を持つ人材を確保することが不可欠であり、施設の維持管理等に必要な職員を適切に配置するとともに、研修・講習会等への積極的な参加により、職員の技術力の向上・確保に努める。なお、専門分野に関する部分については、外部委託等を活用して効率的な運用を図る。

また、当機構職員が所有施設に係る情報を蓄積・継承し、施設の維持管理等に対する意識をより一層醸成していくことが重要である。

⁽⁷⁾「個別施設計画」

インフラ長寿命化基本計画において、各インフラの管理者が、個別施設毎の具体的な対応方針を定めるものとして策定することとされた計画。

VI. フォローアップ

計画の進捗状況について適切にフォローアップを行い、取組の遅滞が認められる場合には、必要に応じてその要因を分析し計画内容の見直しなどを行う。

(参考) 対象施設概要

対象施設 1	市谷事務所			
建物名	本館	新館	公用車車庫	受水槽ポンプ室
所在地	東京都新宿区市谷本村町 10-7			
用途	事務所	事務所	付属車庫	受水槽ポンプ室
構造	鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造 一部鉄骨 鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造	鋼板製
階数	地下 1 階 地上 5 階	地下 1 階 地上 5 階	地上 1 階	地上 1 階
建築年月	1964 年 11 月 ※2025 年 7 月大規模改修	2025 年 7 月	2025 年 7 月	2025 年 7 月
敷地面積	3, 807. 30 m ²			
建築面積	1, 234. 88 m ²	1, 138. 75 m ²	42. 66 m ²	5. 00 m ²
	計 2, 421. 29 m ²			
延床面積	5, 600. 48 m ²	5, 373. 66 m ²	42. 66 m ²	5. 00 m ²
	計 11, 021. 80 m ²			

対象施設 2	駒場事務所			
建物名	事務棟			
所在地	東京都目黒区駒場 4-5-29			
用途	事務所			
構造	鉄筋コンクリート造			
階数	地下 1 階 地上 4 階			
建築年月	1995 年 3 月			
敷地面積	1, 478. 30 m ²			
建築面積	599. 98 m ²			
延床面積	1, 975. 66 m ²			

対象施設 3	東京国際交流館		
建物名	プラザ平成	単身用A棟	単身用B棟
所在地	東京都江東区青海 2-2-1		
用途	事務所・会議施設	留学生・研究者宿舎	留学生・研究者宿舎
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造	鉄骨鉄筋コンクリート造	鉄骨鉄筋コンクリート造
階数	地下1階 地上5階	地下1階 地上14階	地下1階 地上14階
建築年月	2001年3月	2001年3月	2001年3月
敷地面積	7,537.93 m ²	5,508.78 m ²	6,249.03 m ²
建築面積	4,351.63 m ²	1,877.93 m ²	1,887.12 m ²
延床面積	16,893.62 m ²	18,118.42 m ²	19,566.12 m ²
対象施設 3	東京国際交流館		
建物名	夫婦用C棟	家族用D棟	合計
所在地	東京都江東区青海 2-2-1		
用途	留学生・研究者宿舎	留学生・研究者宿舎	
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造	鉄骨鉄筋コンクリート造	
階数	地下1階 地上11階	地下1階 地上9階	
建築年月	2001年3月	2001年3月	
敷地面積	7,288.37 m ²	6,401.61 m ²	計 32,985.72 m ²
建築面積	1,595.12 m ²	1,364.39 m ²	計 11,076.19 m ²
延床面積	16,636.89 m ²	11,263.60 m ²	計 82,478.65 m ²

対象施設 4	兵庫国際交流会館		
建物名	管理棟	単身棟	夫婦棟
所在地	兵庫県神戸市中央区脇浜町 1-2-8		
用途	事務所・会議施設	留学生・研究者宿舎	留学生・研究者宿舎
構造	鉄筋コンクリート造	鉄骨鉄筋コンクリート造	鉄骨鉄筋コンクリート造
階数	地上4階	地上9階	地上9階
建築年月	1999年3月	1999年3月	1999年3月
敷地面積	4,123.59 m ²		
建築面積	964.35 m ²	675.92 m ²	408.33 m ²
	計 2,048.60 m ²		
延床面積	2,412.60 m ²	5,658.40 m ²	2,491.31 m ²
	計 10,562.31 m ²		

対象施設 5	東京日本語教育センター	
建物名	A 棟	B 棟
所在地	東京都新宿区北新宿 3-22-7	
用途	日本語学校	留学生寮・事務所
構造	鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造
階数	地下 1 階 地上 3 階	地下 1 階 地上 5 階
建築年月	1978 年 3 月	1978 年 3 月 1990 年 (増築)
敷地面積	4,398.21 m ²	
建築面積	891.68 m ²	1030.04 m ²
	計 1,921.72 m ²	
延床面積	3,078.62 m ²	3,234.88 m ²
	計 6313.50 m ²	

以上